

農場周辺の消石灰散布をお願いします！！

家畜衛生だより



令和3年12月第36号（鶏）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

制限区域を經由した原卵・ひな等の出荷、導入がある方へのお知らせ

市川市の宮内庁新浜鴨場における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、下記地図のとおり「移動制限区域・搬出制限区域」が設定されています。

まん延防止のため、原卵、ひな等を出荷、導入するには
制限区域を可能な限り迂回してください。

但し、どうしても制限区域を通る必要がある場合は
高速道路（京葉道路、東関東道）を利用する場合に限り、国との協議の上、通過が可能となりますので、家畜保健衛生所に早めにご相談ください。

なお、制限区域の設定により輸送経費等が増加した場合は、国による補償の対象となる場合がありますので、証拠書類を保管しておいてください（必ずしも補償されるとはかぎりません）。

詳しくは家畜保健衛生所へお問い合わせください。



※上記は制限区域解除までの措置です

搬出制限（10km以内）
令和3年12月16日0時
解除予定

移動制限（3km以内）
令和3年12月27日0時
解除予定

毎週月曜日 報告！！ 引き続きよろしくお祈いします！

①死亡鶏の羽数報告 ②飼養衛生管理基準 重点7項目チェック表

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください